（別　記）

　この許可に係る砂防指定地内行為・砂防設備占用について、許可を得た者は、砂防に関する法令の規定及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　１．工事施工にあたっては、砂防設備を損傷しないように注意すること。

　　　なお、万一砂防設備を損傷したときは、すみやかに届け出て指示を受け、原因者

　　の費用負担で原状に回復し検査を受けること。

　２．当該許可に係る期間中は見やすい場所に別記様式による標識を設置すること。

　３．次に掲げる場合には、その事実が生じた日から１０日以内にその旨を届け出るこ

　　と。

　　(1) 住所または氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称または代表者

　　　の氏名）を変更したとき

　　(2) 許可に係る制限行為を終了し、中止し、または廃止したとき

　４．許可の取消または許可を得た制限行為の廃止があったときには、許可を得た者の

　　責任で原状回復するなど必要な措置をとること。

　　　なお、原状回復行為等が終了したときには、届け出をして検査を受けること。

　５．許可事項を変更しなければならない事由が生じたときには、「許可事項の変更の

　　許可申請」をすること。

　６．工事に着手したときは、県南建設事務所長（以下「所長」という。）に着手届を

　　提出し、また工事が完了したときは、所長に完了届を提出し検査を受けること。